

ウルトラFX取引規定 (法人用)

第1条 (本規定の適用等)

ウルトラFX取引規定 (法人用) (以下、「本規定」という)は、お客さまがセントラル短資FX株式会社(以下、「当社」という)との間で行うウルトラFX (法人用) (以下、「本商品」という)の取引に関するお客さまと当社との取り決めです。お客さまが、当社と本商品のお取引をいただくにあたり、店頭外国為替証拠金取引約款(以下、「約款」という)への追加条項として、本規定の各条項にご同意いただくものとします。

第2条 (本商品の定義)

本商品は、約款および「店頭外国為替証拠金取引説明書」ならびに別途規定する「ウルトラFX取引要綱」(法人用) (以下、「取引要綱」という)に規定された方法に従い、当社とお客さまとの相対で行う店頭外国為替証拠金取引をいいます。

2. 本商品にかかる取引口座の開設は、当社が別途提供する店頭外国為替証拠金取引「FXダイレクトプラス」口座を保有する必要があります。そのため、本商品にかかる取引口座のみを指定して口座開設することはできません。また、本商品にかかる口座開設後、FXダイレクトプラス口座又は本商品にかかる取引口座のどちらか一方を指定して解約することはできないものとします。
3. 本商品は、取引要綱に定める取扱通貨ペアを同要綱に定める証拠金率により取引できるものとし、最終決済方法は、約款第2条1項1号に定める「差金決済」によるものとします。
4. 最終決済指定の締切時限は、約款第2条第1項第3号に定めるところに従うものとします。

第3条 (取引時間)

取引時間は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の取引時間内とします。

2. 当社は約款第12条に定める事由により、その裁量で取引時間を変更できるものとします。

第4条 (注文数量)

お客さまが一度に発注できる注文数量は、「取引要綱」に定める最大注文可能数量とします。

2. 注文数量は、「取引要綱」に定める取引単位の整数倍単位とします。
3. 新規注文に必要な証拠金は、「取引要綱」で規定する証拠金率より算定される金額とします。

第5条 (建玉の保有制限)

本商品の取引により生じた未決済建玉の円換算合計額は、「取引要綱」に規定する「建玉保有制限」の限度額以内の額とします。

第6条 (両建取引)

約款第9条第3項にかかわらず、本商品における両建取引の証拠金は、各通貨ペアの売建玉の合計と買建玉の合計の両方に対して証拠金を負担するものとします。

第7条 (強制充当)

当社は、本商品において約款第18条4項及び5項に規定する「強制充当」を行わないものとします。

第8条 (証拠金の受入・支払)

お客さまは、お客さまが本商品の取引を行うに当り必要な証拠金の取扱いについては、約款第8条の規定の他、当社が別途提供する店頭外国為替証拠金取引「FXダイレクトプラス」の口座からの振替により、本商品の取引口座に受払いを行うことができるものとします。

第9条 (取引報告書等)

本商品の取引報告書または残高報告書には、約定した取引内容、手数料等の諸費用、未決済建玉、実現損益、実現予定損益、お客さまが預託する現金の額、必要証拠金額、超過証拠金ならびに口座清算価値等が記載されるものとします。ただし、約款第11条第3項に従い、当社の裁量により記載項目あるい

は様式の変更は適宜行えるものとします。

第10条（取引規定の変更通知）

本規定の変更およびお客さまの異議申し立てについては、約款第28条および第32条に準じるものとします。

第11条（遅延損害金の料率）

約款第21条に定める遅延損害金の料率は、14.6%とします。

発効日 2014年6月30日